

明石市連合まちづくり協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、明石市連合まちづくり協議会と称し、事務所を明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域社会の発展に寄与するとともに、校区まちづくり協議会相互の連携、情報共有及び明石市との協働を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域活動の情報共有に関する事。
- (2) 行政機関との連携、協働に関する事。
- (3) 関係する市民活動団体との交流、連携及び協働に関する事。
- (4) 会員相互の共通課題の解決及び研修に関する事。
- (5) その他、本会の発展に必要な事業に関する事。

(会員)

第4条 本会の会員は、概ね小学校区以上の区域で構成する校区まちづくり協議会等の代表者及び評議員1名とする。

2 会員は、本会の目的達成のため事業の推進を図る。

(理事)

第5条 理事は、校区まちづくり協議会等の代表者をもって充てる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 総 務 1名
- (5) 監 事 2名

(役員を選出)

第7条 役員は、役員選考委員会の推薦により理事の中から選出し、総会において承認を得ることとする。

2 役員選考委員会は、理事会の承認を得た理事5名で構成する。

3 前項に定めるもののほか、役員選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、役員選考委員会運営要領により理事会において定める。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は下記のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、会の会計業務を処理する。

(4) 総務は、会の統括的運営を行う。

(5) 監事は、本会の会計の監査を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任は妨げないが、連続6期を限度とする。

ただし、会長については、連続2期を限度とする。

2 前項において、会長の2期目が役員任期の限度を超える場合は、再任を可能とする。

3 役員任期の限度を満了した場合、1期(1年)以上を空ければ再任を可能とする。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会の相談役として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員経験者等から委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて会議に出席し参考意見を述べるほか、相談等に対して答えるものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とする。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

3 役員会及び理事会は随時開催する。

4 会議は、会長が招集する。

5 会議は、過半数の出席をもって成立する。ただし、総会についてやむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

6 議事は多数決で決める。

(会議の構成)

第12条 総会は第4条第1項に規定する会員をもって構成する。

2 理事会は、第5条に規定する理事をもって構成する。ただし、やむを得ない事情で出席できない場合は、評議員が理事会に代理出席する。

3 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成する。

(会議の権能)

第13条 総会は、次の事項を審議、議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算計画に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算報告に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 理事会は、次の事項を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 規程及び要領の制定改廃に関すること。
- (3) 役員選考委員の承認、役員選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係る重要事項以外に関すること。

3 役員会は、次の事項を行う

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 理事会の決定した事項の執行に関すること。
- (3) 理事会に付議すべき事項に関すること。
- (4) その他、会務の執行に関すること。

(議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会に出席した会員の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会において選任された議事録署名人が署名しなければならない。

(部会)

第15条 第3条に掲げる事業の実施にあたり、理事会が必要と認めた場合は、本会にかかる特定の課題を検討するための部会を設置することができる。

2 部会を構成する者は、役員会で理事の中から選任し、理事会で承認を得るものとする。

3 前項に定めるもののほか、部会の構成及び運営に関し、必要な事項は部会運営要領により、理事会において定める。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、校区まちづくり協議会等につき年額2万円とする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の改正)

第18条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成28年6月6日から施行する。

(平成29年4月1日 一部改正)

(平成30年6月12日 一部改正)

(2019年〇月〇〇日 一部改正)